

神奈川県 開成町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 常任委員会において「開成町読書推進条例」を委員会発委で令和5年3月定例会議に提案、そして可決

開成町議会「教育民生常任委員会（以下「委員会」という。）」では、所管事務調査項目として「図書環境の充実について」を掲げ、開成町の図書環境の諸課題解決に向け、先進事例を研究

し、更なる図書環境の充実を図ることを目的とし、調査研究を重ねてきた。

開成町では、平成16年3月に「開成町子ども読書推進計画」（以下「計画」という。）が策定され、その後、平成28年3月に第2次改定、平成31年3月に第3次改定、令和4年3月に第4次改定計画が策定されている。

計画では、「子どもの読書活動の意義と現状」、「子ども読書活動推進計画の成果と課題」、「子ども読書活動推進計画の基本的な考え方」、「子どもの読書活動の推進のための方策」が章立てされており、本町における読書活動については、児童・生徒を対象としたアンケートやデータを基にした分析や現状把握がされるなど、顕著な取組がある一方で、計画の中で課題も挙げられており、解決のための方策をより一段階進めることが必要と委員会で判断を行った。

開成町社会教育委員会議が令和4年3月に、開成町教育委員会に対し建議された「開成町の読書活動の推進について」の中では、読書推進に必要な取組みは「伝える大切さ」であるとまとめられている。

委員会においても「伝える大切さ」は、複数の委員から意見が出され、どのように読書の素晴らしさを子どもに伝えられるのか、幅広い世代に読書が浸透するのか委員間で討議を重ねてきた。

委員会では、長野県小布施町立図書館（まちとしょテラソ）や小田原市立東口図書館を視察し、何度でも訪れたいと思われる図書館の取組みや子どもが楽しいと感じる場所をどのように創出しているかについて見識を深め、まずは、「乳幼児期から図書に触れること」、また、「年齢を重ねても、読書から得られる知的財産を生涯に渡って持ち続けること」を重要とし、どの世代においても読書を楽しみ、「いつもそばに本が寄り添うこと」が可能な施策が重要であるとまとめ、また、委員会では、第4次計画が「子ども」に限られているが、世代を超えた読書の素晴らしさを伝える手段はないかという意見が出され具体的な方策の検

討に入った。

委員会では、「読書」には、生きる糧が詰まっており、生きることは、他者、自然を大切にすることに通じ、読書を通じて豊かな心を醸成することは、身近な生活さえも豊かに変えるのではないかという考えを委員間で共通認識した。

そのためにも、「読書」は子どもだけの計画や取組みに留めることなく、「読書」は人づくりまちづくりの重要な役割を担うという考えを、乳幼児期から高齢期まで、理念として持ち続けることが必要であると結論付けた。

そのために、町民一人ひとりの自主的な読書活動のもと、町民、家庭、学校等と行政が一体となり読書に親しむ環境づくりに努め、深い思索の中から豊かな心を育み、また、創造することにより、町全体がぬくもりある温かな風土と化す「読書推進活動の理念条例」の制定ができないか検討に入った。

読書は強制するものではなく個人の自主性を重んじなければならない。

しかし、開成町には、既に読書に関する計画等があるが、その計画を後押しする仕組みが必要である。読書理念条例を通じ、関係機関等の取組の後押しが図れること、また、読書理念条例が今後、読書だけではなく、広く羽ばたき、一人ひとりに寄り添った広大な福祉、郷土愛、環境づくり、人づくりにつながることを目的とし、具体的な読書理念条例の内容を精査し、あらためて、子どもから大人まで、全ての町民が読書の大切さを明らかにし、本に親しむ環境づくりを進め、読書による人づくりやまちづくりの道標となる 11 の条文からなる条例を委員会で作成し、令和 5 年 3 月定例会議において発委第 1 号として「開成町読書推進条例」を提案し、議員全員賛成で可決された。

条例の制定により、行政だけでなく、町全体で読書が推進されるよう取り組むとともに、読書環境についても、整備や更なる充実を目指すことを期待している。

(2) 修正動議を提出 (開成町一般会計補正予算 (第 4 号))

令和 5 年 9 月定例会議において、町から「開成町一般会計補正予算 (第 4 号) (以下「原案」という。)」が提出された。原案の内容は多岐にわたるが、焦点となった案件は、令和 5 年度当初予算で審議可決し、長年検討を重ね総合計画にも位置付けられている「旧町営住宅」の解体を町は先送りするという内容である。複数の議員から「先送り」する理由について質疑が相次いだ。

町の答弁はあったものの、納得がいくものではなく、「旧町営住宅」は予定通り速やかに「解体」することが必要であるとし、原案に対する修正案の修正動議が議員 4 人を提出者として

提出された。

原案に対する修正案は、「旧町営住宅」の解体を先送りする補正予算案を削除した内容であり、予定どおり「旧町営住宅」の解体する予算案である。

議会では、動議は提出されていた経緯はあるが、一般会計補正予算に対する修正動議は近年なく、修正案について、議長を除く議員11人は、修正案に対し、慎重に判断することとなった。結果は、議員から提出された修正案が賛成多数により可決され、修正議決した部分を除く原案は賛成全員により可決された。

(3) 議員の自由討議により「令和6年度当初予算」について議会から意見書を提出すること至った事案

開成町議会では、議員間の討議が日ごろから活発であるため、広報改革（議会独自のウェブサイト開設、議会広報紙「ギカイだより」の改革など）がスピーディーに進められている。

令和5年度に入り、議員間の討議の中で、次年度予算に対し、議会から「当初予算提言」を行っていかうという討議が交わされた。

具体的には、議会機能強化を目指し、令和5年度9月定例会議において前年度の決算審査を踏まえて、令和6年度（次年度）の予算編成前に、議会からの「令和6年度（次年度）当初予算に係る議会からの提言」を町長に対し提出するという取組みである。

また、今後は「次年度当初予算に係る議会からの提言」を継続的に行い、3月定例会議において、次年度の予算案の審査を行う際に、議会が先んじて提出した「次年度の当初予算に係る議会からの提言」の内容が当初予算案に反映されているかどうかのチェックを行う。

そして、翌年（次年度）の9月定例会議では、前年度の「次年度の当初予算に係る議会からの提言」のチェックを行う。

前年度決算審査を踏まえた次年度予算に係る議会からの提言を繰り返し行うことで、議会機能強化を図り、議会としての監視機能を十分に発揮していかうとする取組みである。

議員間の自由討議は2か月におよび、結果として、「次年度の当初予算に係る議会からの提言」ではなく、「当初予算に係る議会からの意見書」を町長に提出することになった。

各議員が意見書案を複数提出し、総務経済常任委員会及び教育民生常任委員会の所管別に分け、各常任委員会で審議し、委員会で2つ程度提言案を作成している。活発な意見交換が行われており、10月中旬に議会初となる「当初予算に係る議会からの意見書」を提出する。

自由な議員間の討議の結果として、予算及び決算に対する議員の資質向上が図られている。

(事績 2) 住民に開かれた議会

(1) 住民との対話を重視した「議会報告会・意見交換会」開催

開成町議会基本条例に規定する町民、自治会及び各種 団体等を対象とする議会報告会を平成 21 年 10 月から毎年開催しているが、令和 5 年 1 月に 2 日間「議会報告会・意見交換会」を令和 2 年 5 月に供用開催した新庁舎 1 階の町民ロビーで開催した。コロナ禍ではあるが、直接、町民との対話が必要であり、議会活動や議会に対する意見を伺うこととした。

当日は、幅広い世代の町民の方々にお越しいたごき、議会報告としては、議会全般の活動報告に加え、主として令和 4 年 9 月に開設した議会ウェブサイトと広報紙の改革の説明となぜウェブサイトと広報紙の両輪で開成町議会は広報を進めているのかを丁寧に説明させていたただける機会となった。

また、意見交換会では、町民から直面する生活課題や要望が議会に寄せられた。議会として、議員として、町民の代表として、町へしっかり問題提起していくことを説明しつつ、対面での意見交換会でいただいた意見に真摯に取り組んでいくことを再確認することになった議会報告会・意見交換会となった。

(2) 町民が議会に足を運ぶ機会の創出「日曜議会」を開催

傍聴者が減少傾向にあったこと及び平成 17 年度前後に、「夜間議会」や「日曜議会」が先進的な取組として全国で始まったことで、開成町議会でも実施することとなった。

開催は制施行 50 周年を記念し、平成 17 年度から開催しており、第 1 回は、12 月に開催し、第 2 回から町の重要イベントである 6 月に開催している「あじさいまつり」の開催に合わせ毎年実施している。

今年度も令和 5 年 6 月 25 日に開催した。「日曜議会」は、一般質問（1 議員 30 分以内）を行う日程となっており、生活に密着した質問から町政全般にわたる質問など、11 人の議員の一般質問への関心は高かった。当日は、29 席ある傍聴者席が満席となり、議場に入る

ことができない方は、議場近くに設置したモニターで傍聴していただくほどであった。合計90人の傍聴者であったが、令和5年度も前年度に引き続き、無料託児サービスを実施し、2組の無料託児サービスの利用があった。

託児サービスを利用し、議場で傍聴した方の一人は、「育児以外に集中し、インプット・アウトプットでき、社会参加への意欲を高めることができました」という感想が議会に届けられた。「託児サービス」が「社会参加の意欲」につながることを議会として重く受け止め引き続き無料託児サービスを令和5年度から定例会議で実施することに決定した。

また、無料託児サービスの対象外であったが、就学前のお子様と傍聴に来てくれた親子の方もいられた。

より一層、議会一丸となり「開かれた議会」の実現を目指し、幅広い世代に議会活動に足を運んでいただけるよう創意工夫を目指したい。

(3) 幼少期から議場に！「模擬議会」を開催

開成町議会では、令和5年度から、議場を開成町立の幼稚園、小学校及び中学校の授業等で活用することを通して、未来ある子どもたちの町政への関心を醸成し、高めるとともに、町民に「開かれた議会」及び「親しまれる議会」を更に実現するため、議場の利用促進を図っている。

(※「授業等」の「等」は部活動の時間を用いての社会見学及び部活動などをいいます。)

子どもたちに「議場」の中に一步入り、雰囲気だけでも味わってほしい、議員席や町長席の大きなイスに座り、議場では「何が行われているのか」「議会は何をしているのか」を体験してもらうことで、将来、議会や町政に関心を寄せてもらう一助となることを目的に本事業を推進している。

令和5年度は、幼稚園3クラスが、議場で議長席、議員席、執行者席に座り、自由にマイクで話をし、また、小学校6クラスが議場で模擬授業を行った。(令和5年9月27日現在)

小学校の模擬議会では、議長が、実際の議会と同じ口述で開始し、本番同様の議会とし、それぞれのクラスで身近な話題を「議案」にし、この議案に対し、担任が町長役となり、議員席には児童が座り、質疑を行う。そして、最後には必ず採決(電子採決のため賛成反対のボタンを押す)を行う。模擬議会では、「議会は、町からの提案に対し、質疑を行い、最後に、町民の代表である議員が、町長の提案は、本当に町民のための内容であるか、賛成反対の意思を表明していること」を、体験を通して楽しく理解を深めてもらっている。

小学3年生の模擬議会では、実際に採決ボタンを押すことや、発言者にカメラが移動する場

面を体験し、「楽しかった」「また来たい」「議場ってすごい」などの感想が寄せられている。また、6年生の模擬授業では、社会科の授業を通し、議会について学習が進んでいることもあり、質疑も鋭い内容である。6年生が行う採決は、「自分の意思を決めることが、難しいことである」ことだと伝わってくる。

発言しない児童もいるが、採決には真剣な顔つきで賛成反対どちらを選択するか悩んでいる様子である。一方で、学年ごとに、それぞれの視点で多彩な質問が議長に向けられる。小学3年生は「どうして、日本の国旗が議場にあるの」「町章は金色だけど、本物の金ですか」など。小学6年生は「議長として心がけていることは何ですか」「なぜ議員は3回までしか質問できないのですか」など鋭い質問も多くある。

「議場で模擬議会」は、当初は議場に気軽に入り議場の思い出が大人になったときに、議会や町政への関心につながることを期待し実施したが、幼稚園児や小学生は、議会が考えていた目的よりはるかに大きな体験、つまり、「自分で判断すること（採決）」「自分の意見を持つこと（質疑）」まで体験している。

これからも、様々な幼稚園、小中学校のリクエストに応えながら、議場で楽しく模擬議会や授業などを実施していきたいと考えている。

（3） 議会広報紙に住民参加を！「キッズモデル募集を開始」

開成町議会では、令和5年7月から、議会広報紙「ギカイだより」や議会ウェブサイト（動画など）に登場していただける小学校6年生までのお子様の募集を開始した。

この取組は、広報広聴常任委員会の広報分科会で進めている「広報改革（議会ウェブサイトの開設、議会広報紙改革）」の一環であり、かつ、更に議会広報を町民の身近に、そして親しまれる広報とし、議会活動を広く町民に知ってもらいたいとし開始した事業である。

お子様に様々な広報媒体において登場していただくことで、議会広報の内容にも変化を毎号つけていければと考えての取組でもある。令和3年度から、町民から親しまれる議会広報となるよう、改革・変革を進めてきたが、更にお子様とともに、広報を作成し協働で改革・変革を進めていきたいと考えている。

(事績3) 地方議会・地域活性化のために特別な取組みをした議会

(1) 夏季における議場の一般開放の取組を通して地方議会を活性化

開成町議会では、令和5年7月21日(金)から8月28日(月)まで(土日祝日を除く。)の26日間、議場を自習室として一般開放する取組みを実施した。

開かれた議会を目指し、議場の利活用として、町内の幼稚園、小中学校の授業等で議場を開放する取組みを推進すると同時に、未来ある子どもたちの町政への関心を醸成し、高めるとともに、町民に開かれた議会及び親しまれる議会を更に実現することを目的として実施した事業である。

また、議場は、本会議等の開会期間以外使用されていないことから、議場を有効利用することも目的とした。

事業を行うに当たっては、利用者がスムーズに利用できること等、実施開始に1年間を要した。

また、利用者は、中学生以上とし、町内外を問わないこととした。開成町は、近隣が市町で囲まれており、また、自習室として初めて試行的に開放するに当たり、町民の方には開成町議会を身近に感じていただき、町外の方には開成町議会の取組を知っていただき、開成町に魅力を感じてもらいたいという意図もあり、利用対象者を決定した。

事業を行うに当たっては、1年間を要したが、準備期間に熟考を重ねたことで、利用者が、利用からお帰りまでのスキームは、利用者にとり、簡素でスムーズな内容となった。

利用する場合は、簡単な受付票に氏名等を記入するだけであり、議場のレイアウト図を見て、座りたい席を選択し、受付票の代わりに、消しゴムかすを入れる用途も備えた紙コップを受取り、議場で自習を行ってもらうスキームである。

実施した26日間では、156人が議場を自習室として利用した結果となった。

(中学生39人、高校生83人、大学生3人、その他31人)

利用者居住地については、開成町107人(68%)、町外49人(32%)であり、居住地に関して、全体の約7割を開成町が占めるが、町外の利用者が3割という結果は意外であった。利用者は延べ156人であるが、実利用者は62人であるため、リピーターが多いということである。

利用者アンケートを実施した結果(回収率98%:156人中152人から回答)、利用者の自由意見を分析したところ、満足度が高く、再度の利用につながった結果と考えられる。

実施結果として、高校生と中学生が全体の70%を占め、「静か」「集中できる」「無料」の

場所が求められていることがわかる。

居住地別の平均利用時間は、開成町の利用者は平均2時間39分であった。隣町の大井町の利用者は平均5時間40分の利用であり、勉強場所として利用しているのが分かる。

利用者居住地2位のと隣町の大井町は、全ての利用者が高校生であった。居住地別の「その他」の利用者は、視察目的の利用者もいたが、テレワーク、資格試験勉強、読書等で利用されていた。

「その他」の利用者においても、リピーターが多く、満足度が高いため、再度の利用につながったと考えられる。

連日利用する中高生は、毎回、同じ座席を希望され、議場を「居場所」として利用されていた。

今回の利用者にとっては、利用者のアンケート等を分析する限り、自習室としての一般開放は、議会（議場）への親しみやすさにつながったと考えられる。

初めての試みであるが、利用対象者を中学生以上とし、実際に議場に入場して利用していたことで、将来、議会やまちづくりを身近に感じてもらうことを期待したい。

そして、開成町議会だけでなく、地域全体の議会の活性化につながることも期待したい。